

にかほ市多世帯同居奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市外から転入する者が、親世帯等と同居するための住宅の増改築の費用の一部を補助することで、子育て支援と高齢者が安心して暮らせる環境づくり及び本市への定住の促進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「定住」とは、永住を前提にして、にかほ市に住民基本台帳法第22条（昭和42年法律第81号）に基づく転入の届出（以下「住民登録」という。）を行い、かつ、生活の基盤がにかほ市にあることをいう。
- (2) 「住宅」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、専用住宅又は併用住宅であるものをいう。
- (3) 「専用住宅」とは、専ら自己の居住の用に供するための住宅をいう。
- (4) 「併用住宅」とは、自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅をいう。
- (5) 「市内世帯」とは、現にかほ市に住所を有する世帯をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 世帯員に市税等の滞納がある場合
 - イ 自治会等へ加入していない場合（ただし、自治会等を設けていない地域に居住する場合を除く。）
- (6) 「定住世帯」とは、市内世帯の世帯員の直系尊属又は直系卑属の者が属する世帯のうち、定住を目的としてにかほ市に転入した又はしようとする世帯をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 公務員としての就職による住民登録の場合
 - イ 転入前の市区町村税等を滞納している場合
 - ウ 直系卑属の者で単身世帯である場合
 - エ その他、市長が不相当と認めた場合
- (7) 「多世帯同居」とは、下記のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市内世帯と定住世帯が新たに同居するもの
 - イ 上記に掲げるもののほか、市長が相当と認めるもの

(助成の種類)

第3条 市長は、第1条の目的のために、この告示で定める条件を満たした者に対し予算の定めるところにより「にかほ市多世帯同居奨励金」（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

(便宜の供与)

第4条 市長は、定住世帯に対し、前条の助成措置のほか、定住環境の充実に必要な支援、協力に努めるものとする。

(交付対象者)

第5条 第3条の奨励金の交付対象者は、新たに多世帯同居を開始するため、住宅の増改築を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者としなない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 過去にかほ市定住奨励金の交付を受けた者及びその世帯員が所有する住宅の増改築を行う場合
- (2) 定住世帯が転入前の市町村に住所を有していた期間が3年未満である場合

- (3) その他市長が交付対象者として不相当と認めた者
(対象住宅)

第6条 奨励金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 市内世帯又は定住世帯の世帯員のいずれかが所有するもので、その者の名義の所有権保存又は移転の登記の手続が完了していること。

(対象工事)

第7条 奨励金の対象となる工事は、にかほ市内に本店又は営業所を有する業者等が施工する、多世帯同居に必要となる住宅本体工事であって、次の各号に該当するものであること。ただし、併用住宅の場合は居住の用に供する部分の本体工事のみを対象とする。

- (1) 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
 - (2) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
 - (3) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
 - (4) 電気、ガス等の設備工事
 - (5) トイレ、風呂、キッチンの改修等の給排水工事
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が多世帯同居に当たり必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、交付対象としない。
- (1) 敷地造成、門、塀、その他の外構工事
 - (2) 物置、車庫等の附属設備の修繕、設置工事等
 - (3) 公共工事の施行に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象として不相当と認める工事

(奨励金の額)

第8条 奨励金の額は、1つの住宅について前条第1項に定める工事に係る費用の2分の1以内とし、50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

2 奨励金は、上限の範囲内であれば複数回の申請をすることができる。

(交付申請)

第9条 奨励金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 市内世帯の住民票謄本
- (3) 定住世帯の戸籍附票
- (4) 家屋の全部事項証明書
- (5) 事業計画書（様式第3号）
- (6) 収支予算書（様式第4号）
- (7) 工事見積書
- (8) 工事予定箇所及び住宅等の概況写真
- (9) 税情報の照会に係る同意書（様式第5号）
- (10) 市内世帯の市税の滞納がないことを証する書類
- (11) 定住世帯が転入前住所地で市税等の滞納がないことを証する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる時期及び期間は、定住世帯の住民登録の日前後1年以内とする。

3 にかほ市定住奨励金以外の補助金等と併用して申請できるものとする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、申請内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第11条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が奨励金の申請内容を変更する場合は、変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第12条 市長は、奨励金の交付決定後に前条の変更申請があったときは、その決定の内容、またはこれに付した条件を変更することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定の内容を変更した場合は、奨励金交付決定変更通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の実績報告)

第13条 交付決定者は、事業完了後速やかに事業完了報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第10号)
- (2) 工事代金の支払いを証する書類の写し
- (3) 工事実施後の施工箇所の写真
- (4) 住民票謄本ただし、定住世帯の住民登録後に第9条に係る申請を行っている場合は省略することができる
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第14条 市長は、[前条](#)の報告を受けた場合において、報告書の書類の審査及び現地検査を行い、奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(奨励金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による奨励金の額の確定以後、奨励金請求書(様式第12号)による交付決定者の請求に基づき奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第16条 奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた奨励金を返還しなければならない。ただし、市長はやむを得ない特別な事由があると認めるときは、全部又はその一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正の手段により奨励金等の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者及びその世帯員全員が、その交付を受けた日から5年以内に転出したとき。
- (3) 交付決定者が当該住宅を、交付を受けた日から5年以内に賃貸又は転売若しくは取り壊したとき。
- (4) 交付決定者又はその世帯員が、交付を受けた日から5年以内に市税を滞納したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき奨励金を返還させる場合は、にかほ市多世帯同居奨励金返還命令書(様式第13号)により申請者に通知し、期限を定めて奨励金等の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。